

令和4年第2回(4月)臨時会

議案参考資料

○専決処分の承認を求めることについて

報告第3号 宮津市市税条例の一部を改正する条例	1P
報告第4号 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5P
報告第5号 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	10P

【単行議案】

議第39号 宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	12P
議第40号 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部改正について	16P

議案参考資料
令和4年4月臨時会

報告第3号	宮津市市税条例の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

【報告の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆専決の主旨・目的 地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月24日 令和4年度税制改正の大綱 閣議決定 令和4年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律 公布 	
◆専決内容の概要		【市民参加の状況】	
<p>1 固定資産税・都市計画税 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講じたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5.0%から2.5%としたもの。 <p>2 納税環境整備（DV被害者等の保護） 固定資産課税台帳又は固定資産課税台帳記載事項証明書に、DV被害者等の住所が記載されている場合は、住所表記を変更するなど一定の措置を講じることを明確化したもの。</p> <p>3 その他条文整理 引用条項ずれに伴う改正</p>		【政策等の効果及び費用】	
◆施行日 令和4年4月1日		<p>1 固定資産税・都市計画税に係る負担調整措置 適用を受ける土地 2筆</p> <p>2 DV被害者等の保護</p>	
【他の自治体の類似する政策との比較】		【担当課・係】	
		<p>担当課・係 税務・国保課 税務係 (45-1612)</p>	
		<p>添付資料 ・新旧対照表</p>	

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現 行	改正後
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第51条 (略)	第51条 (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u>	9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u>
10～14 (略)	10～14 (略)
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)	16 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)
第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1件につき150円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴し	第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 <u>（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u> の閲覧の手数料は、1件につき150円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴し

ない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 (略)

附 則

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5_____

_____を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

ない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 (略)

附 則

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和4年4月臨時会

報告第4号	宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正
-------	----------------------------	----	-------

【報告の概要】

◆専決の主旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日付けて公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

課税限度額の見直し

○保険税の負担の公平性を図る観点から、高所得者層の限度額を引き上げたもの。

国保税構成要素	課税限度額		増減
	改定前	改定後	
医療分基礎課税額	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円	+1万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合 計	99万円	102万円	+3万円

◆施行日 令和4年4月1日

【政策等の背景・報告までの経過】

- ・令和3年12月24日 令和4年度税制改正の大綱 閣議決定
- ・令和4年2月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
- ・令和4年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令 公布

【市民参加の状況】

- ・宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

- <参考>
 ●課税限度額の見直しに伴う影響
 ⇒ 27世帯 約38万円の税額増

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

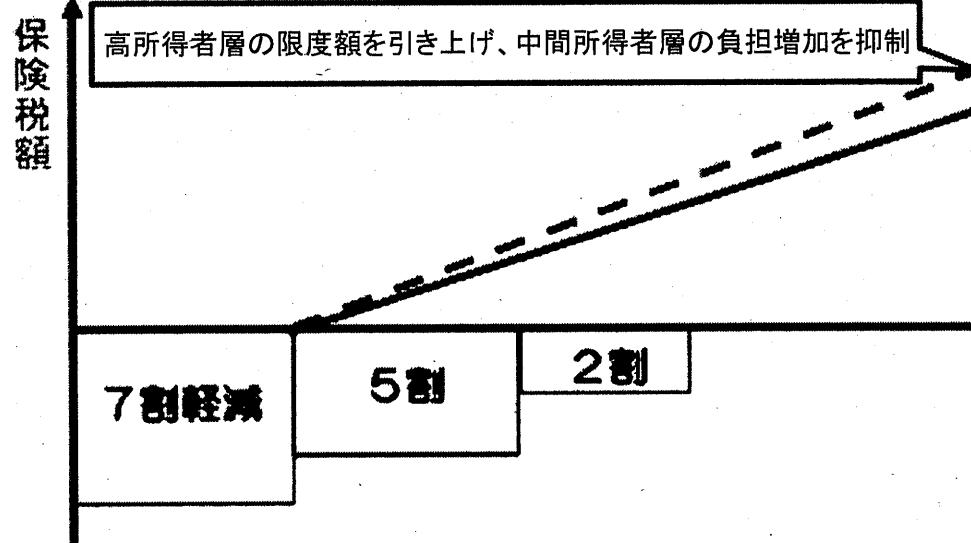
添付資料

- ・地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要
- ・新旧対照表

地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

国民健康保険税の課税限度額の見直し

(令和4年度に課税限度額の引上げを行った場合)



課税限度額(引上げ後)

課税限度額(引上げ前)

応能分50%
(所得割・資産割)

応益分50%
(均等割・世帯割)

R3

R4

富津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現 行	改正後
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>630,000円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>650,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>650,000円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>190,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>190,000円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>200,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>200,000円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>630,000円</u> を超える場合には、 <u>630,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000円</u> を超える場	第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>650,000円</u> を超える場合には、 <u>650,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>200,000円</u> を超える場

合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1)～(3) （略）

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

合には、200,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1)～(3) （略）

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料

令和4年4月臨時会

報告第5号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を、令和4年度も引き続き行うため、所要の改正を行ったもの。

◆専決内容の概要

減免の対象となる保険料の期間を1年間延長するもの。

減免の対象となる被保険者

次の①又は②のいずれかに該当するに至った第一号被保険者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免の対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に納期限が定められている第一号被保険者の保険料

◆施行日

令和4年3月31日

【政策等の背景・提案までの経過】

◆厚生労働省事務連絡（令和4年3月）

・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する財政支援を行う。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【参考】減免実績

R 2 60人 4,027千円

R 3 17人 1,230千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

健康・介護課 介護認定係
(45-1676)

・新旧対照表

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第13条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限 （特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第13条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限 （特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和4年4月臨時会

議第39号	宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 公職選挙法施行令の改正に準拠し、宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に係る所要の改正を行うもの。</p>			令和4年4月6日公布・施行：公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号） 《施行令改正の概要》 選挙運動用自動車等の公営に要する経費に係る限度額の引上げ等
<p>◆提案の概要 ○公営に係る公費負担限度額の改正</p> <p>1 選挙運動用自動車の使用</p> <ul style="list-style-type: none">一般運送契約の場合 (1日当たり) 64,500円 → 据置き一般運送契約以外の場合 (1日当たり) 自動車の借入れ 15,800円 → 16,100円 燃料費 7,560円 → 7,700円 運転手賃金 12,500円 → 据置き <p>2 選挙運動ポスター作成</p> <ul style="list-style-type: none">印刷単価(1枚当たり) 525円6銭 → 541円31銭 企画費 310,500円 → 316,250円			【市民参加の状況】
<p>◆施行日 公布の日</p>			【政策等の効果及び費用】 選挙運動費用の候補者負担の軽減 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円
【他の自治体の類似する政策との比較】 近隣自治体においても公職選挙法施行令の改正を受けて改正予定			
【第7次宮津市総合計画との整合】		担当課・係	
重点プロジェクト	—	添付資料	
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		総務課 情報推進係 (45-1602)	・新旧対照表

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

新旧対照表	
現行	改正案
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 宮津市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 宮津市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p>

現 行	改正案
<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなつた場合には、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなつた場合には、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>
<p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額</p>	<p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額</p>

現 行	改正案
<p>(選挙運動ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 宮津市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 宮津市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

附 則

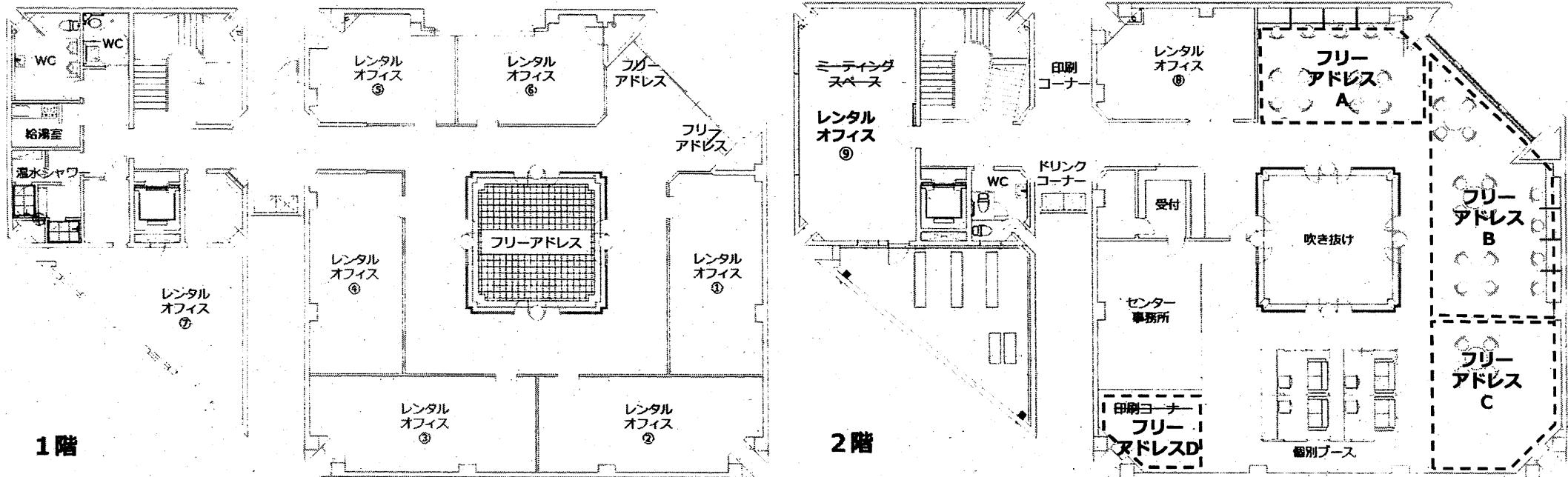
この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料
令和4年4月臨時会

議第40号	前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	---------------------------------	----	-------

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 前尾記念クロスワークセンターMIYAZUのレンタルオフィスへの入居希望状況を踏まえ、より活発な交流等につながるよう、5月からの運営開始に向けた必要な改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 (1) ミーティングスペースとしていたものを、レンタルオフィス9として、その利用料金の上限額を定めるもの。 (2) コワーキングスペースにおいて、ミーティングやイベント等に係る団体での利用ができるように、スペース利用に係る利用料金の上限額を加えるなどするもの。</p> <p>◆施行日 令和4年5月1日</p>		<ul style="list-style-type: none">R3.12に前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例を制定。8つのレンタルオフィスの入居募集に対して9社が入居希望。R4.3に株式会社FoundingBaseを指定管理者に選定。	
【市民参加の状況】		【政策等の効果及び費用】	
		<p>関係人口の創出・拡大と若者の定着促進による地域の担い手の確保に資する。</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 14,000千円</p>	
【他の自治体の類似する政策との比較】			
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト		
テーマ別戦略	住みたい・住み続けたいまちづくり		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		企画課 定住・地域振興係 (45-1607)	<ul style="list-style-type: none">施設平面図新旧対照表

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU 施設平面図



前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部改正について

新旧対照表

現 行				改正案			
別表（第5条関係） 1 センター利用料金の上限の額				別表（第5条関係） センター利用料金の上限の額			
使用場所及び区分	使用の単位	使用者	上限額	使用場所及び区分	使用の単位	使用者	上限額
レンタル オフィス	1	法人	31,000円	レンタルオフ イス	1	法人	31,000円
	2		34,000円		2		34,000円
	3		34,000円		3		34,000円
	4		31,000円		4		31,000円
	5		24,000円		5		24,000円
	6		23,000円		6		23,000円
	7		30,000円		7		30,000円
	8		26,000円		8		26,000円
コワーキ ングスペ ース	フリーア ドレス席	市内在住・ 未満	1人につき 330円	コワ ーキン グスペ ース	9	市内在住・ 未満	43,000円
			1人につき 550円				
		3 時間 以上	市内在住・ 在勤			市内在住・ 未満	1人につき 330円
			550円				1人につき 550円
		市外在住	1人につき 1,100円			市内在住・ 3時間 以上	1人につき 550円
							1人につき 1,100円
		1月	市内在住・ 在勤			市内在住・ 1月	1人につき 3,300円
			3,300円				1人につき 5,500円
		市外在住	1人につき 5,500円		A	1時間	165円
					B		220円
		スペー ス利用			C		165円
					D		110円

	<u>個別ブース席</u>	<u>1日</u>		<u>1人につき 550円(フリーアドレス席利用料金を加算する。)</u>
<u>ミーティングスペース</u>		<u>1時間</u>		<u>220円</u>
<u>付属設備</u>				<u>規則で定める額</u>

2 センター冷暖房装置利用料金の上限の額

<u>使用場所及び区分</u>		<u>上限額</u>
<u>ミーティング</u>	<u>冷房料</u>	<u>1時間につき 157円</u>
<u>スペース</u>	<u>暖房料</u>	<u>1時間につき 157円</u>

<u>個別ブース</u>	<u>1時間</u>		<u>1室につき 55円(フリーアドレス利用料金を加算する。)</u>
<u>付属設備</u>			<u>規則で定める額</u>

(削る)

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

